

令和 6 年度

水 防 計 画 書

福島県桑折町

	目	次
第1 総則		1
1 目的		1
2 水防協議会		1
第2 水防組織		1
1 水防本部		1
2 本部組織		2
第3 重要水防区域		7
第4 水防施設		8
1 水防倉庫の資器材備蓄基準		8
2 水防倉庫の資器材備蓄状況		9
3 調達可能水防資材		9
4 水防資器材の輸送		10
5 公用負担と費用負担		10
第5 水位、雨量の観測所		11
1 水位観測所		11
2 雨量観測所		11
第6 気象情報、水防情報の連絡		12
1 水防通信連絡		12
2 通報と伝達の系統図		12
第7 洪水予報		14
第8 水位周知		14
第9 水防警報		15
第10 水防活動		17
1 水防巡視		17
2 出動及び水防作業		18
3 水防通報及び避難場所		19
4 水防解除		20
5 水防活動の報告		20
第11 水防演習		20

参考資料

・水防法	21
・桑折町水防協議会委員名簿	37
・桑折町水防協議会条例	38
・福島県水防信号規則	39
・水防法第18条の規定による標識	40
・水防工法	41
・重要水防区域評価基準	45
・水防用気象情報並びに水防警報	47
・水防警報パターン文	57
・水防活動実施報告書等	63

第1 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体たる桑折町が、同法第33条第1項の規定に基づき、桑折町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、桑折町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防協議会

水防法第34条第1項の規定に基づき、桑折町水防協議会を置く。

同協議会に関し必要な事項は、同法第34条に定めるもののほか、条例で定める。

第2 水防組織

1 水防本部

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときから、水防上の危険が解消するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

(1) 設置基準

以下のアからオに示す事態が生じたときに設置する。

ア 次の気象業務法の定めに基づく警報、特別警報が発表されたとき。ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に設置する。

警 報：大雨、洪水の各警報

特別警報：大雨特別警報

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

エ 町内において震度5弱以上の地震を観測したとき。

オ その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織は、別表の水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。

(3) 水防本部事務局

水防本部の事務局は、生活環境課に置く。（電話 024-582-2123）

(4) 水防配備体制

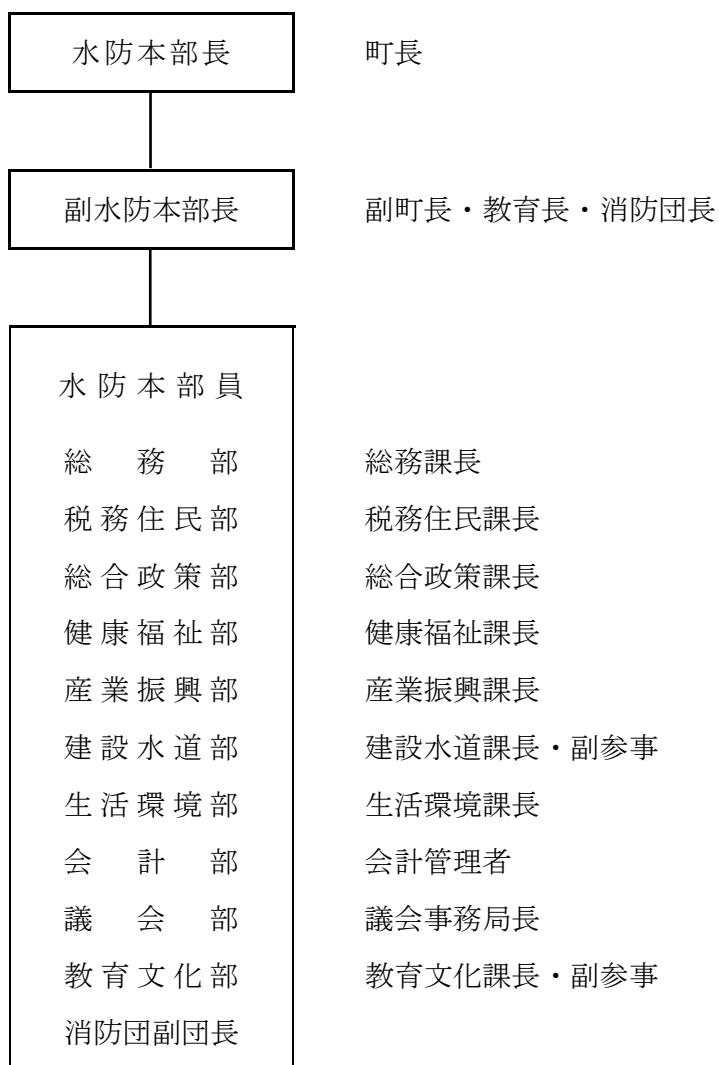
水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、水防本部長は、本部員を適当に交代又は休養させ、別表の水防配備要領による非常配備を行う。

(5) 水防本部解散基準

気象に関する警報、特別警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

2 本部組織



- (1) 水防本部長は水防本部の職務を掌握し、水防本部員を指揮・監督する。
- (2) 水防副本部長は水防本部長の命を受け、水防本部の職務を処理し、水防本部長に事故があったときには、その職務を代行する。
- (3) 各部長は水防副本部長を補佐し、各所属の職務を処理し、水防副本部長に事故があったときは、その職務を代行する。

桑折町水防本部事務分掌

部 名	事 務 分 掌
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の招集及び動員に関すること。 2. 車両の調達及び公用車の配車に関すること。 3. 町財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 応急公用負担等に関すること。 5. 各種資器材の調達及び工事等の契約に関すること。 6. 災害応急対策費の予算措置に関すること。 7. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
税務住民部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋及び土地等民有地資産の被害調査に関すること。 2. 被災者の税減免等に関すること。 3. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
総合政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害に係る広聴及び町民の苦情・陳情・相談等の処理に関すること。 2. 気象情報及び災害情報の広報に関すること。 3. 写真の撮影及び記録等に関すること。 4. 新聞報道及びラジオ・テレビ放送その他の情報記録及び広報車による広報活動に関すること。 5. 町の電子情報処理の保全に関すること。 6. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急医療に関すること。 2. 避難行動要支援者の支援と及び安否確認に関すること。 3. 個別避難計画策定及び避難行動要支援者名簿作成に関すること。 4. 福祉避難所の設置に関すること。 5. ボランティア団体との連携及び災害ボランティアセンターの設置に関すること。 6. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関すること。 7. 医療品その他衛生資材の調達及び分配に関すること。 8. 飲料水及び食品の衛生保持に関すること。 9. 被災地への救護班の派遣に関すること。 10. 被災者の調査及び援護対策に関すること。 11. 福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 12. 災害見舞金の支給等に関すること。 13. 災害義援品等の受付及び配布に関すること。 14. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
産業振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内の巡視に関すること。 2. 農林業施設、農作物及び農地の被害調査及び報告に関すること。 3. 災害時における主食の調達に関すること。 4. 農協及び生産者団体等との連絡調整に関すること。 5. 被災農林業者に対する農林災害補償に関すること。 6. 被害農林業者に対する資金の斡旋に関すること。 7. 本部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名	事 務 分 掌
建設水道部	<ol style="list-style-type: none"> 管内の巡視に関すること。 伊達崎排水機場及び排水ポンプの管理に関すること。 河川、道路及び橋梁の状況調査及び報告に関すること。 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 資器材の調達及び斡旋に関すること。 応急復旧作業の現地指導に関すること。 土木関係被害の取りまとめ及び連絡に関すること。 国道・県道管理者との連絡に関すること。 通行不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 道路交通の情報収集及び確保に関すること。 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 住宅の応急復旧に関する相談及び指導に関すること。 応急仮設住宅の建設及びその他応急資材の斡旋に関すること。 災害復興住宅資金融資に関すること。 公園等の被害調査及び応急復旧に関すること。 林道及び治山施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 被災地における飲料水の供給に関すること。 被災地における飲料水の水質検査に関すること。 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 本部長の命ずる応急対策に関すること。
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 水防本部の庶務に関すること。 水防本部長の命令の伝達に関すること。 住民の安否確認に関すること。 水防本部員及び消防団員の招集に関すること。 各課との連絡調整に関すること。 大雨・洪水等気象情報の收受、伝達及び降雨量の記録に関すること。 災害情報の収集及び報告に関すること。 被災状況の把握及び立ち退き指示の立案、発信に関すること。 道路交通情報の収集及び交通制限に関すること。 防災行政無線の管理に関すること。 県に対する応援要請及び応急措置の実施要請に関すること。 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 災害救助法に関すること。 民間援助の受け入れに関すること。 被災地の伝染病予防に関すること。 環境衛生の保持に関すること。 災害時における主食、食料品の応急配給に関すること。 災害時における生活必需物資の調達・応急配給に関すること。
会 計 部	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策経費の経理に関すること。 災害見舞金の出納管理に関すること。 本部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名	事 務 分 嘉
議 会 部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡に関すること。 2. 町議会議員との連絡に関すること。 3. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育文化部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 園児、児童及び生徒等の待避及び保護と安否確認に関すること。 2. 学校施設、社会教育施設及び文化財の被害調査及び報告に関すること。 3. 町内避難所の開設及び運営に関すること。 4. 教職員の動員に関すること。 5. 被災地の未就学児童及び幼児の応急保育に関すること。 6. 罹災した園児、児童及び生徒等の保健管理及び学校給食に関すること。 7. 災害応急対策のための教育施設等の利用に関すること。 8. 被災した園児、児童及び生徒等に対する学用品の支給に関すること。 9. 本部長の命ずる応急対策に関すること。

災害応急対策については、桑折町地域防災計画の第3章災害応急対策計画を参照する。

水防本部設置の体制

種 別	配備時期	体 制	配備人員
第 1 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各警報が発令されたとき。 2. 阿武隈川（伏黒）の水位が避難判断水位（4.5m）を超えることが予想されるとき。 	情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制	各部概ね1/3の人員を配備
第 2 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害の発生及び甚大な被害が予想される場合において、本部長が指令したとき。 2. 阿武隈川（伏黒）の水位が避難判断水位（4.5m）を超えたとき 	災害応急対策活動が可能な体制	各部概ね1/2の人員を配備
第 3 非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害が発生し、甚大な被害が予想される場合において、本部長が指令したとき。 2. 阿武隈川（伏黒）の水位が避難判断水位（4.5m）を超え、今後の増水及び氾濫が予想されるとき。 	災害応急対策活動が可能な体制	本部の全員を配備

非常配備下における主な活動

第1 非常配備			
生活環境部	・各部、関係機関との連絡調整 ・気象情報等の収集 ・レアラート等の発信準備	総合政策部	・町内広報の準備 ・被害状況の撮影
		総務部	・各種資機材の調達準備
建設水道部	・管内巡視（河川・道路施設等） ・被害状況の確認 ・排水機場等の準備	教育文化部	・避難所開設の準備
		健康福祉部	・福祉避難所開設の準備
		税務住民部	・他部の応援
産業振興部	・管内巡視（農業施設等） ・被害状況の確認	会計部	・他部の応援
		議会部	・他部の応援

第2 非常配備			
生活環境部	・各部、関係機関との連絡調整 ・気象情報等の収集 ・避難所開設（各部要請） ・行政連絡員との連絡体制確認 ・安否確認、避難指示等の発令 ・関係機関への救援要請準備	総合政策部	・町内広報（公用車） ・被害状況の撮影
		総務部	・各種資機材の調達 ・他部の応援
		教育文化部	・避難所開設 ・児童生徒等の安否確認
建設水道部	・管内巡視（河川・道路施設等） ・被害状況の確認 ・排水機場等の稼働	健康福祉部	・福祉避難所開設 ・要配慮者の安否確認
		税務住民部	・他部の応援
産業振興部	・管内巡視（農業施設等） ・被害状況の確認	会計部	・他部の応援
		議会部	・他部の応援

第3 非常配備			
生活環境部	・各部、関係機関との連絡調整 ・気象情報等の収集 ・避難所開設、物資等の配給 ・行政連絡員との連絡調整 ・安否確認、避難指示等の発令 ・関係機関への救援要請	総合政策部	・町内広報（公用車） ・被害状況の撮影
		総務部	・各種資機材の調達 ・他部の応援
		教育文化部	・避難所開設 ・児童生徒等の安否確認
建設水道部	・管内巡視（河川・道路施設等） ・被害状況の確認 ・排水機場等の稼働	健康福祉部	・福祉避難所開設 ・要配慮者の安否確認
		税務住民部	・他部の応援
産業振興部	・管内巡視（農業施設等） ・被害状況の確認	会計部	・他部の応援
		議会部	・他部の応援

第3 重要水防区域

重要水防区域は河川において、人命、財産等を守るために特に水防上、警戒又は防御の重要性を有する箇所で、「重要水防区域評定基準」に基づき指定されるものである。

国土交通省 所管河川 阿武隈川（重要水防箇所図参照）

図面番号	地区名	左右岸別	距離標	評定種別	堤防延長(m)	重要度	対策水防工法名
16	上郡	左岸	11.4K 11.6K+71	堤体漏水	271	B	シート張
16-1	上郡		11.6K+149 11.8K+190	堤体漏水	241	B	シート張
17	上郡		11.4K 11.6K	基礎地盤漏水	200	B	月の輪工 釜段工
18	上郡		11.8K+140	伊達崎橋	桁下高不足 径間長不足	B	
19	上郡		12.0K 12.8K	越水(溢水)	728	B	積土のう
20	上郡		12.8K+140 13.4K+100	堤体漏水	560	B	シート張
21	上郡		13.6K+80 14.0K+30	堤体漏水	350	B	シート張
22	上郡		13.6K+80 16.0K+180	基礎地盤漏水	2,500	B	月の輪工 釜段工
23	上郡		14.2K+190 16.0K+180	堤体漏水	1,790	B	シート張
(5)	上郡		10.8K+70 11.8K+150	旧河道	76		
(6)	上郡		12.6K+120 12.8K+70	旧河道	143		
(7)	上郡		13.8K+120 14.0K+30	旧河道	96		
(8)	上郡		14.2K+120 14.4K+20	旧河道	92		
(9)	上郡		14.6K+90 14.8K+50	旧河道	181		
(10)	上郡		14.8K+100 14.8K+140	旧河道	51		
(11)	上郡		15.6K+50 15.6K+150	旧河道	88		
(12)	上郡		15.8K+60 15.8K+110	旧河道	55		

福島県所管河川

河川名	左右岸別	位置	評定種別	堤防延長(m)	重要度	予想される危険概要	対策水防工法
佐久間川	両岸	伊達崎 字北沢	堤防高	200	B	溢水	土のう積

第4 水防施設

1 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資器材取扱要領

資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

(2) 水防倉庫

水防管理団体は水防倉庫を設置し、次の基準により、重要水防区域の実態に即応した、必要な資器材を備蓄するものとする。

水防管理団体の水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木 又は鉄筋杭 <small>長 0.6~1m 末口 5~9cm (径16mm以上)</small>	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄 (110~140mm/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線 (#10)	kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m) 程度	袋	50

(備考)

- 上記のほか、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくものとする。
- 資器材の規格については、実情に応じて変更するものとする。

2 水防倉庫の資器材備蓄状況

仮水防倉庫

所在地	倉庫名	面積
桑折町大字谷地字道下22番地7	桑折町役場 資材倉庫	45.0m ²

備蓄機材・資材一覧表

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	25	資 材	杭木 長 0.6~1m 末口 5~9cm (径16mm以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	4,000
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄 (110~140mm/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線 (#10)	kg	20
	ペンチ	丁	6		ロープ	巻	1
	唐鍬	丁	4				
	ツルハシ	丁	2				
	ハンマー	丁	2				
	ナタ	丁	2				
	一輪車	台	2				
	チェーンソー	台	1				
	投光器	台	1				
	発電機	台	1				
	拡声器	台	1				
	携帯無線機	台	56				

3 調達可能水防資材

備蓄資器材の使用、又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるものとする。

調達予定地

資器材	名称	住所	電話
土のう袋・金物類	五島屋(株)	桑折町字上町74	582-3247
	本間商事(株)	桑折町字北町84	582-3167
杭類	木村製材所	桑折町大字松原字大沢37	582-2423

4 水防資器材の輸送

- (1) 水防管理団体は、水防資器材の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。
- (2) 緊急のため、運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は、官民を問わず、あらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合は、警察署・福島運輸支局等に連絡応援を求めるものとする。

5 公用負担と費用負担

(1) 公用負担

水防のため必要があるときは、水防管理団体及び消防団等は、水防法第28条の定めにより、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対しては、時価により損失を補償しなければならない。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木、その他の資材の使用
- ・車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

① 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命じる権限を行使する者は、証明書を携行し、必要ある場合は、これを掲示すべきものとする。

<p>第 号</p> <p>公用負担権限証明書</p> <p>桑折町消防団 何 某</p> <p>上記の者 ○○○ 区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委任することを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>桑折町長 何 某 ㊞</p>	<p>水 防 法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により、その損失を補償しなければならない。</p>
---	--

② 公用負担命令票

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令票を目的物の所有者又は、これらに準ずる者に手渡した後に、これを行うものとする。

第 号	公 用 負 担 命 令 票
1. 目的物 種類 ○○○ 数量 ○○○	
2. 負担の内容 使用、収容、処分	
令和 年 月 日	
○○○○ 様	
	桑折町長 何 某 (印)
	事務担当 何 某 (印)

(2) 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、水防法第41条の定めにより、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額、及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定めるものとする。

第5 水位、雨量の観測所

1 水位観測所

水防活動に必要とする量水標

番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先管理者名
1	阿武隈川	伏黒水位	伊達市伏黒字下大川 57	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m	福島河川国道事務所
2	佐久間川	伊達崎水位	桑折町伊達崎字館下 1	1.25m	1.75m	2.55m	2.85m	保原土木事務所
3	産ヶ沢川	万正寺水位	桑折町字田植 32-2	1.30m	1.80m	2.30m	2.55m	保原土木事務所

2 雨量観測所

水防活動に必要とする観測所

管理機関	観測所名	所 在 地	観測員
桑折町	桑折町役場	桑折町大字谷地字道下 22 番地 7	生活環境課

第6 気象情報、水防情報の連絡

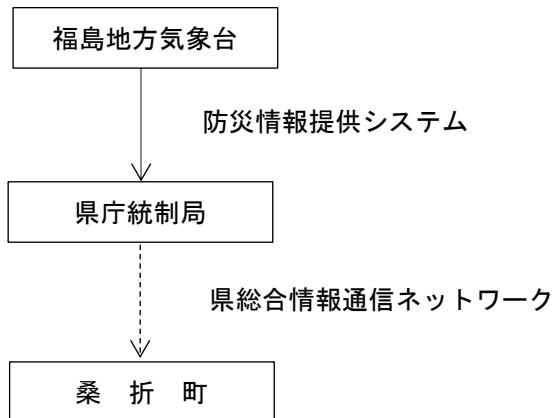
1 水防通信連絡

水防関係機関連絡表

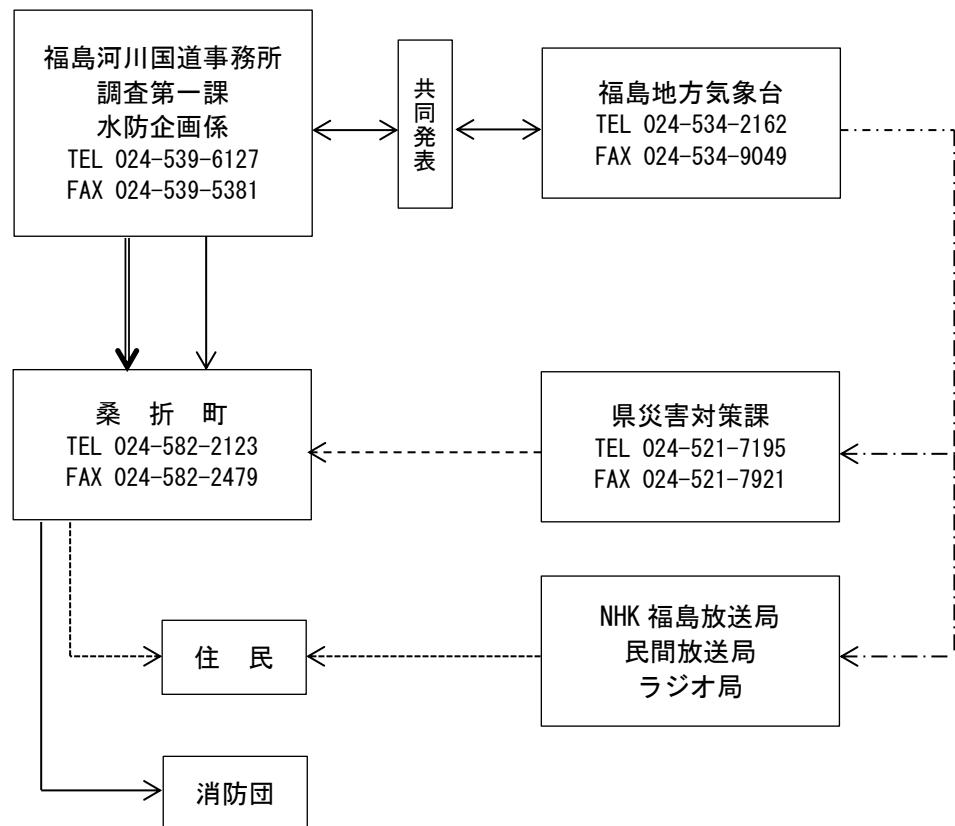
連絡先	局名	番号	摘要
福島県水防本部（土木部河川整備課）	福島 024	521-7486	FAX 024-521-7952
国土交通省 東北地方整備局	仙台 022	225-2171	代表
東北地方整備局 福島河川国道事務所	福島 024	546-4331	内線351 354 355
〃 伏黒出張所	伊達 024	583-3233	
気象庁 福島地方気象台	福島 024	534-2161	
県北地方振興局	〃	521-2709	
県北建設事務所	〃	521-2528	
保原土木事務所	伊達 024	575-2151	
県北保健福祉事務所	福島 024	534-4101	代表
福島北警察署	〃	554-0110	
福島北警察署 桑折分庁舎	桑折 024	582-2151	
伊達地方消防組合 中央消防署	伊達 024	575-4101	代表
伊達地方消防組合 中央消防署西分署	桑折 024	582-3190	
桑折町役場	桑折 024	582-2111	

2 通報と連絡の系統図

(1) 気象警報伝達系統図

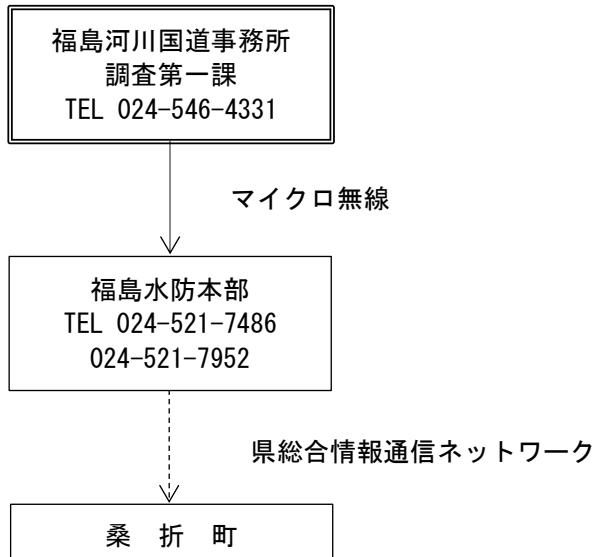


(2) 洪水予報伝達系統図



凡 例	
— 洪水予警報等作成システム	- - - 防災情報ネットワーク等
- - - 県総合情報通信ネットワーク 補助的伝達
— 加入電話	

(3) 水防警報伝達系統図



第7 洪水予報

国土交通大臣は、阿武隈川において洪水の恐れがあると認められるときは、水防法第10条の第2項の規定に基づき、気象庁長官と共同して、洪水予報を県知事に通知するものとし、必要に応じ、報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、通知を受けた県知事は、水防管理者等へ通知するものとする。

(1) 阿武隈川上流洪水予報

河川名	区 域
阿武隈川	左岸 西白河郡矢吹町中沖727番1地先の県道橋下流端 から 右岸 石川郡玉川村大字小高石場37番7地先の県道橋下流端 から 福島・宮城県境 まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水 防 团 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位
阿武隈川	伏黒	伊達市伏黒 字下大川57	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m

(3) 洪水予報発表者

担当官署	発表責任者
福島河川国道事務所 福島地方気象台	福島河川国道事務所長 福島地方気象台長

第8 水位周知

県知事は、洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずる恐れのあるものとして指定した河川について、水防法第13条の規定により、避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

福島県知事指定河川

河川名	観測所名	所在地	避 難 判断水位	発 表 区 間
佐久間川	伊達崎	桑折町伊達崎 字館下1	2.55m	左岸 桑折町大字南半田字大林 から 右岸 桑折町大字南半田字大林 から 伊達郡国見町徳江船付場 (阿武隈川合流点)
産ヶ沢川	万正寺	桑折町字田植 32-2	2.30m	左岸 桑折町大字南半田字駿河館 から 右岸 桑折町大字万正寺字石薬師 から 伊達市伏黒字東本場 (阿武隈川合流点)

第9 水防警報

国土交通大臣又は県知事は、洪水又は災害が起きる恐れがあるときは、水防法第16条の規定により水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告するものとする。

なお、国土交通大臣及び県知事が水防警報を行う指定河川は以下のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は福島県が受報し、関係市町村へ通報するものとする。

1 国土交通大臣指定河川

阿武隈川

発表担当者	受報担当者	電話
福島河川国道事務所	福島県水防本部長	福島河川国道事務所 TEL : 024-546-4331 FAX : 024-546-3092

河川名	観測所名	実施区域	水防警報発表区域
阿武隈川	伏黒	左岸 伊達市字一本木地先 から 右岸 伊達市箱崎地先 から 宮城県境 まで	摺上川合流点 から 宮城県境 まで

水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
阿武隈川	伏黒	伊達市伏黒 字下大川57	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m

水防警報の範囲

観測所名	待機	準備	出動	解除	その他特に 必要な事項
伏黒	水位3.00mに達し、氾濫 注意水位以上に達する と思われるとき	水位3.50mに達し、 なお上昇のおそれがあるとき	水位4.00mに達し、 なお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要が なくなったとき	適宜、洪水情報 を通報する

2 県知事指定河川

佐久間川

発表者	受報者	受報担当部署
保原土木事務所長	桑折町長	生活環境課 TEL : 024-582-2123 FAX : 024-582-2479

河川名	観測所名	区域
佐久間川	伊達崎	左岸 桑折町大字南半田字大林 から 右岸 桑折町大字南半田字大林 から 国見町徳江船付場（阿武隈川合流点）まで

水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位
佐久間川	伊達崎	桑折町伊達崎 字館下1	1.25m	1.75m	2.85m

水防警報の範囲

観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に 必要な事項
伊達崎	水位1.25mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.25mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.75mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

産ヶ沢川

発表者	受報者	受報担当部署
保原土木事務所長	桑折町長	生活環境課 TEL: 024-582-2123 FAX: 024-582-2479

河川名	観測所名	区域
産ヶ沢川	万正寺	左岸 桑折町大字南半田字駿河館（東北自動車道）から 右岸 桑折町大字万正寺字石薬師（東北自動車道）から 伊達市伏黒字東本場（阿武隈川合流点）まで

水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位
産ヶ沢川	万正寺	桑折町字田植 32-2	1.30m	1.80m	2.55m

水防警報の範囲

観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に 必要な事項
万正寺	水位1.30mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て、行う	適宜、出水情報を以て、状況を通知する

第10 水防活動

1 水防巡視

(1) 水防本部長は、洪水予報等の通知を受けたときは、消防団長と協議の上、直ちに各河川の水防担当区域の分団長に通知し、河川・水門及び樋門・消防団が把握する危険箇所等の巡視を行うよう、指示するものとする。

また、河川水位が水位観測所の水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、直ちに関係分団長に通知するとともに、福島県水防信号規則（昭和24年規則第91号）に定める「水防信号」により団員を招集し、警戒・水防活動等に当たるものとする。

(2) 消防団の水防担当区域

河川名	区域		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	担当分団	人員	集合場所	責任者
	位置	延長						
阿武隈川	伊達崎	3,800m	3.00m	4.00m	第3分団	78	第3分団 第1部屯所	第3分団長
〃	上郡	1,200m	3.00m	4.00m	第2分団	56	第2分団 第2部屯所	第2分団長
佐久間川	伊達崎字 北沢	200m	1.25m	1.75m	第3分団	78	第3分団 第1部屯所	第3分団長
産ヶ沢川	万正寺	2,800m	1.30m	1.80m	第1分団	58	第1分団 第4部屯所	第1分団長
〃	白銀	500m	1.30m	1.80m	第2分団	56	第2分団 第2部屯所	第2分団長

※団長は必要に応じて水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させるものとする。

(3) 各分団長は洪水予報の通知を受けたときは、隨時、河川・堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防本部長に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川・堤防を巡視し、洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに第2信号の打鐘により団員を招集し、水防活動に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。

(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準すべき事態が発生し、水防活動のため、地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。

また、洪水予報・水位到達情報・避難場所・安全な避難を確保するために必要な事項等を広報により住民へ周知し、避難の準備を促すものとする。

特に、大雨時は広報が住民に聞こえない可能性があるため、町内会長等と連絡を取り、必要に応じて個別に周知するなどの対策を講ずるものとする。

さらに、高齢者等の災害弱者の把握を速やかに行い、必要に応じ、本人の同意を得て、避難所への移動等の補助を行う。

(6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きが必要と認めるときは第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。

水防信号（水防法第20条第1項）※県水防信号規則は参考資料P. 39を参照

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	住民へ周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる
第2信号	各分団長より洪水の恐れがある旨の報告があったとき	全団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する
第3信号	堤防の決壊、又はこれに準ずべき事態が発生したとき	団員のほか、必要により、一般の町民の出動を求める
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき	福島北警察署桑折分庁舎に通報し、住民を避難場所に誘導する。

2 出動及び水防作業

(1) 水防管理団体は、次の事態が生じた場合には、水防法第17条の規定により、次頁に示す出動指令を発し、速やかに所轄の消防団を非常配備に就かせるものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により、必要と認めたとき
- イ 所轄河川等が氾濫注意水位に達する等、治水上の危険が生じたとき
- ウ 水防法第16条による水防警報が発表されたとき
- エ その他、地方水防本部からの指示があったとき

(2) 水防作業上の留意事項

- ア 消防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- イ 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」、「破堤」等の想像による言葉等で、みだりに人心を動搖させてはならない。
- エ 洪水期において、堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- オ 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ、被害の拡大を防止すべく、適切な措置をとるものとする。

消防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第1段階 待機	<p>※消防団の足止めを行うもの</p> <p>水防団等の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する。</p>	概ね水防に関係する気象情報等が発せられ、洪水が予想される場合。
第2段階 準備	<p>※水防活動の準備を通知するもの</p> <p>消防団長は所定の詰所に集合し、水防資器材の整備・点検、作業員の配備計画にあたる。また、水門等水防上重要な工作物のある箇所、及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させる。</p>	概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
第3段階 出動	<p>※消防団の活動を通知するもの</p> <p>消防団の団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配備に就く。</p>	概ね河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるとき。
第4段階 解除	<p>※水防活動の終了を通知するもの</p> <p>人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解散する。</p>	概ね水防警報等が解除され、且つ、河川が氾濫注意水位以下になる等、水防上の危険が解消されたとき。

※なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が生じた場合、またはその恐れが大な場合は、上記に準じ、指令を発するものとする。

3 水防通報及び避難場所

(1) 決壊等の通報

水防管理者は、堤防が決壊し、又はこれに準すべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を県水防本部、及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡するものとする。

(2) 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び消防団等は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(3) 避難のための立ち退き

知事及びその命を受けた県の職員又は水防管理者は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、水防法第29条の規定による立ち退き、又はその準備を指示することができる。なお、水防管理者が指示する場合は、その旨を所轄警察署長に通知するものとする。

なお、水防管理団体は、洪水ハザードマップ等を作成し、予定立ち退き先、経路をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 避難場所

避 難 位 置		避難命令 責 任 者
所 在	名 称	
桑折町大字上郡字弁慶20番地	屋内プール・多目的スタジオ イコーゼ！	桑折町長

※災害の発生状況に応じ、その他の避難所の開設を検討する。

4 水防解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、保原土木事務所を通じて、水防本部に報告するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告するものとする。また、使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備するものとする。

5 水防活動の報告

(1) 水防管理者は、洪水等により水防活動を実施したときは、水防活動終了後、地方水防本部へ報告するものとする。

(2) 水防管理者は、国庫補助申請の際に必要となるため、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類及び水防活動を行った現地の写真等を整備しておくものとする。

第11 水防演習

水防に関する知識及び技術の向上のため、県が主催する水防訓練に参加し、水防体制の充実強化を図るものとする。

參 考 資 料

昭和二十四年法律第百九十三号

水防法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条—第八条）
- 第三章 水防活動（第九条—第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条—第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条—第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条—第四十四条）
- 第七章 雜則（第四十五条—第五十五条）
- 第八章 罰則（第五十二条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないことは、排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体を以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定都市の長が河川法

第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十一条第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行なう区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行なう区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合においては、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらとの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行なう区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水害予防組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行なべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならぬ。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債

の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議員の選選)

第三条の四 水防事務組合の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関する知識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。

この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の六 都道府県は、その区域内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるようによく保すべき責任を有する。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるようによく保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認められる場合には、水防団を置かなければならぬ。

3 水防団及び消防機関は、水防に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては水防管理団体の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水防予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水防予防組合にあつては組合会の議決で定める。

ては組合会の議決で定めるとこころにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合については条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時ににおける水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合には、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他の水防に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に關し関係機関に對して意見を述べることができ

(情報の提供の求め等)

第十一條の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十一条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものとの提供を求めることがある。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象廳長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象廳長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象廳長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象廳長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象廳長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十一条第三項若しくは第十一條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者（は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十一条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならぬ。

2 都道府県知事は、第十一条第二項又は第十一條第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 国土交通大臣若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一定の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設又は貯留施設にあっては、第十三条の二第一項の規定による排水施設に接続する排水施設又は貯留施設を含む。）から河川その他の水域若しくは海域に雨水を排出できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。**
- 1 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 2 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 3 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 4 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 1 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

五 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

六 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

七 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

三 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

四 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第五十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいい。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ノに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者から申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるもの）を含む。）をいつ。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）での利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（又は口に掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）での洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同真第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水分予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛隊水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設（当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛隊水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理

- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行つう自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めることにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めることにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行つとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるとところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行つう自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者は管理者は、国土交通省令で定めることにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときはも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るために市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)とあるのは、「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪氾浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域内に含む市町村の長の意見を聽くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を水防管理者に届けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十一条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行つたための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三项に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に關し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事

- 二 当該河川の存する市町村の長

- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

- 四 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三项」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

- （予想される水災の危険の周知等）
- 第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知せなければならぬ。

- （河川管理者の援助等）
- 第十五条の十二 河川管理者は、第五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地図の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行ったため必要があると認めるとときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事

は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

- 第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるとときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

- 第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならぬ。

(優先通行)

- 第十九条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならぬ。

- （緊急通行）
- 第二十条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を行することができる。
- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

- 第二十一条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならぬ。

(警戒区域)

- 第二十二条 水防団長、水防団員及び消防機関においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

- 第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることがある。応援を求める者は市町村長若しくは消防長に対し、必要と認められた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求める水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができます。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、若しくは吸用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められたときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要するときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十二条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理団長、水防団員、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理団体は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理団体は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理団体は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に關し関係機関に対して意見を述べることができることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理団体をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理団体が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に關し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理団者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行なわなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施しないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(水防の負担及び補助)

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

第五章 水防協力団体

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものとの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれら的原因によつて受けける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができることとする。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百二十一項の規定の適用がある場合を除き、第二十二条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第四十九条第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十一年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん鑿した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

- 32 附 則（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

- 附 則（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

- この法律は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

- （施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

- 附 則（昭和三〇年七月一日法律第六一号）抄

- この法律は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和三一年六月一日法律第一四一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

- 附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

- 附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

- この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

- 第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれそれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる处分は、この法律による改正後のそれそれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる处分とみなす。
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれそれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対ししてした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれそれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対ししてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 附 則（昭和四七年六月二三日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

- この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

- 附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

- 附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

- 附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定(は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十三条から第七十二条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行 (附則第一条第一号の規定による施行をいう。) 前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特別に係る部分を除く。)、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞの法律に規定するもののか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行つべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行ふべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年一一月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもの（ほか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年六月一二日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定ににより指定された水防協力団体は、第一の規定による改正後の

水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二—第六十七条の七）／」に改める部分に限る。））、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第四十条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第二項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定）

平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている洪水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた洪水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において単に「改正法」という。）の施行後やがに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一項の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている洪水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは

「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号口及びに同項第五号並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十九年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月三一日法律第三七号）抄

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条例中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条例中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（昭和三十九年法律第百六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年五月三一日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定 公布の日

桑折町水防協議会委員

(任期：令和6年6月24日から2年間)

No.	役職	職名	氏名
1	会長	桑折町長	高橋 宣博
2	委員	桑折町議会 議長	原 賢志
3	委員	桑折町議会 副議長	川名 靜子
4	委員	桑折町議会 総務文教常任委員長	斎藤 謙
5	委員	桑折町議会 産業厚生常任委員長	佐藤 武朗
6	委員	国土交通省 福島河川国道事務所 伏黒出張所長	山中 僚
7	委員	福島県 保原土木事務所長	國分 彰成
8	委員	福島北警察署長	松崎 保夫
9	委員	伊達地方消防組合 中央消防署 西分署長	遠藤 富雄
10	委員	桑折町消防団長	斎藤 修
11	委員	桑折町消防団 副団長	朽木 隆文
12	委員	桑折町消防団 第1分団長	片平 一夫
13	委員	桑折町消防団 第2分団長	小室 智広
14	委員	桑折町消防団 第3分団長	佐久間 昭好
15	委員	桑折町消防団 第4分団長	佐藤 浩幸
16	委員	北沢町内会長	蓬田 利昭
17	委員	前屋敷町内会長	蓬田 幸夫
18	委員	道林町内会長	亀岡 吉徳
19	委員	大畠町内会長	亀岡 春二
20	委員	桑折町 副町長	田中 香代子
21	委員	桑折町 教育長	佐藤 浩哉
22	委員	桑折町 建設水道課長	佐藤 浩
23	幹事	桑折町 生活環境課長	菊田 祐子
24	書記	桑折町 生活環境課 危機管理係長	幕田 将則
25	書記	桑折町 生活環境課 危機管理係 主任主査	渡辺 了介
26	書記	桑折町 生活環境課 危機管理係 主査	宮澤 鈴乃

○桑折町水防協議会条例

昭和55年9月29日条例第19号

改正

平成12年3月21日条例第1号

平成18年3月23日条例第7号

桑折町水防協議会条例

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、桑折町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者が職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当職にある期間とし、その他委員の任期は2ヵ年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長において、特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干名を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 福島県水防信号規則

福島県規則第91号

昭和24年9月24日

第1条 水防法20条第1項の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一、第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- 二、第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 三、第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 四、第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第2条 水防信号は別に定める区域及び方法に従って発する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別 表

水防信号

	警鐘信号	サイレン信号 (余いん防止府)
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ○- 休止 ○-

1 信号は適宜の時間継続すること。

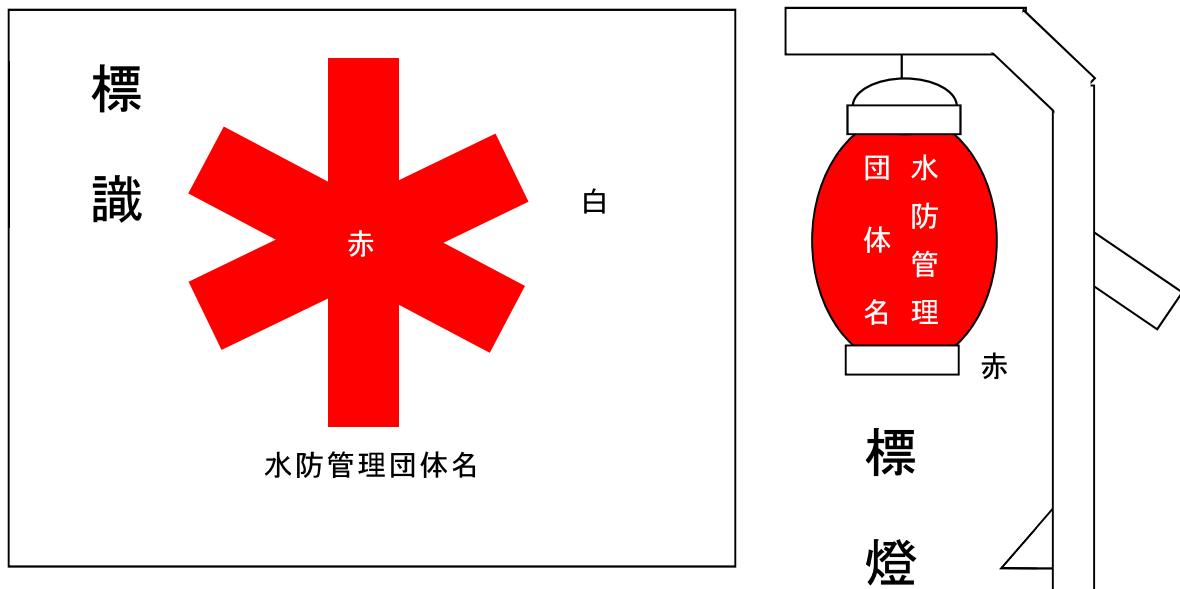
備 考 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。

○ 水防法第18条の規定による標識

福島県公示第483号

昭和24年9月24日



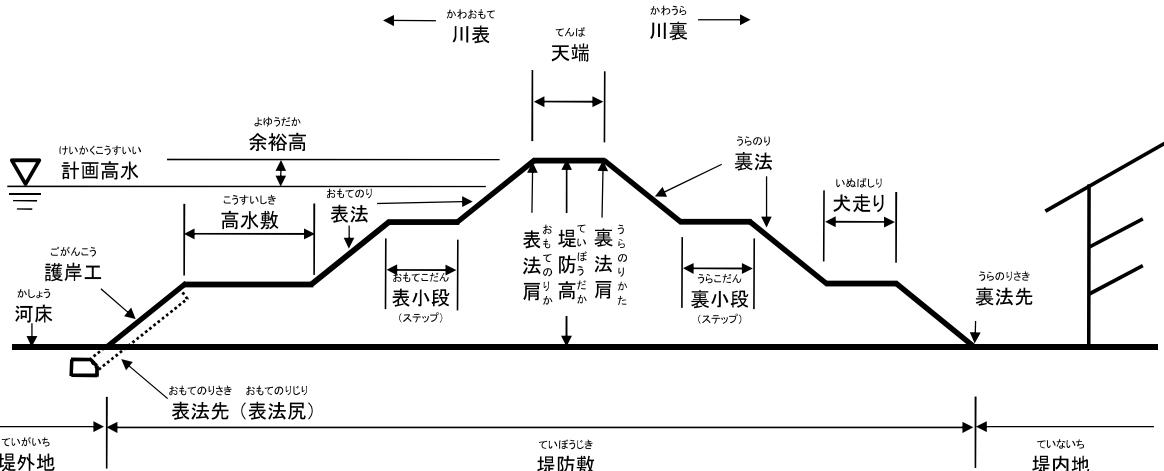
○ 水防シンボルマーク



○ 水防工法

【河川堤防の名称】

※下流に向かって右岸が右岸、左岸が左岸。



(1) 水防工法の分類
水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならぬ。

では河川堤防の破堤原因にはどうなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合・・・堤防から水が溢れて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合.....河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

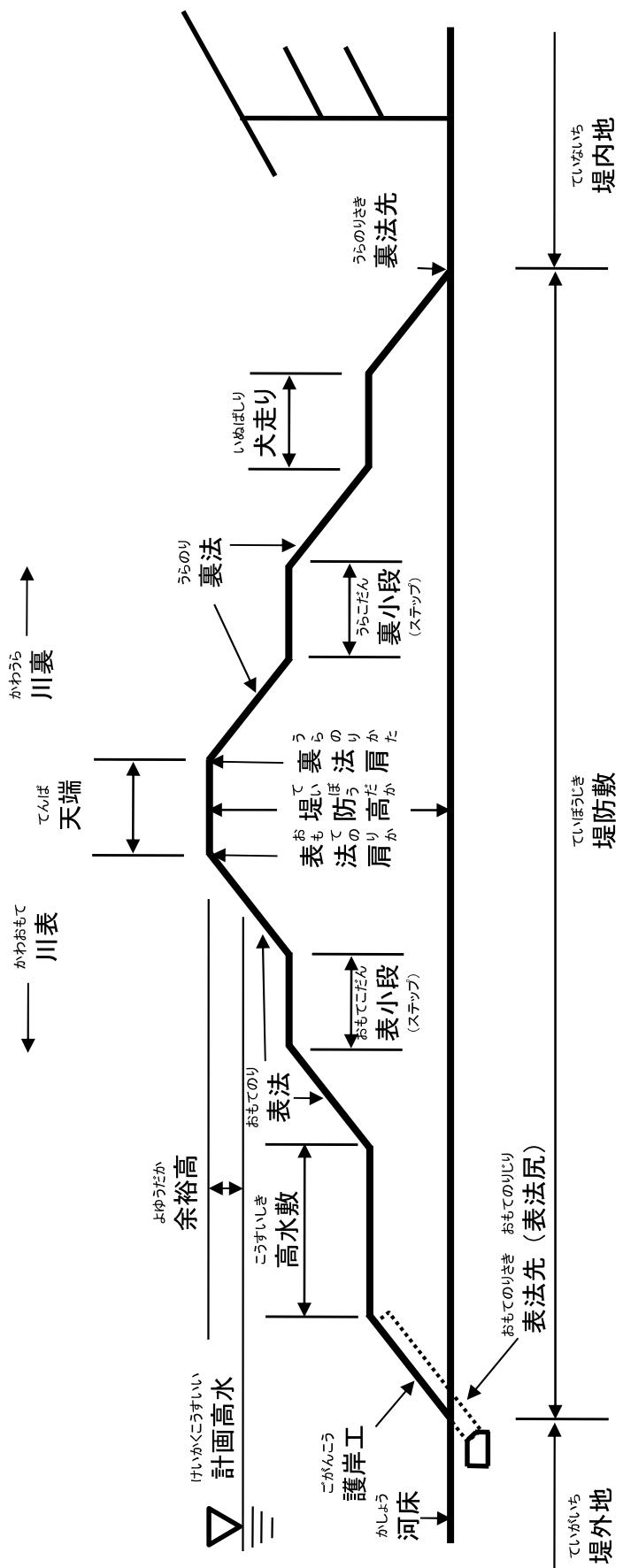
以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現在
越水	積み土のう	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防 の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シ一張り工ト	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現在
川裏対策 漏水	釜段 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニール帆布製中空形水マット積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
川表対策 漏水	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
洗掘	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
決壊	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう
	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
びょうぶ返し工	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
天端 き裂 天端 のり 裏のり	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
裏のり崩壊 崩壊	ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
	五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、橋のピアなどに堆積した流木のり面がすべらないよう竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
	かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
その他	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」により)



○ 重要水防区域評価基準

(河川)

種 別	重 要 度		要 注意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流 下 能 力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮潮位)が現況の堤防高以上の箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置を必要とする堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第8章 水防用気象通報、洪水予報および水防警報

第1節 気象台が発表する水防用気象通報

1. 注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表－9

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2. 注意報、警報の発表基準

表-10

種類 名称	注 意 報	警 報
大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で、(巻末の別表3)の基準に到達することが予想される場合。	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で、(巻末の別表3)の基準に到達することが予想される場合。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で(巻末の別表4)の基準に到達することが予想される場合。	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で(巻末の別表4)の基準に到達することが予想される場合。
波浪	風浪、うねり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3m以上。	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。有義波高が6m以上。
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で(巻末の別表5)の基準に到達することが予想される場合。	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。区域内の市町村で(巻末の別表5)の基準に到達することが予想される場合

3. 津波に関する予報及び警報の種類と内容

(1) 津波による災害の起こるおそれがあると予想される場合、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

表-11-1

種 類	解 説	津波の高さ予想区分
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	1 0 m < 高さ
		5 m < 高さ \leq 1 0 m
		3 m < 高さ \leq 5 m
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える3m以下の場合	1 m < 高さ \leq 3 m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0. 2 m \leq 高さ \leq 1 m

(注) 津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差で、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波による災害のおこるおそれがないと予想される場合には、「津波予報」を発表する。

表-11-2

津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

4. 福島県における気象注意報・警報の地域細分

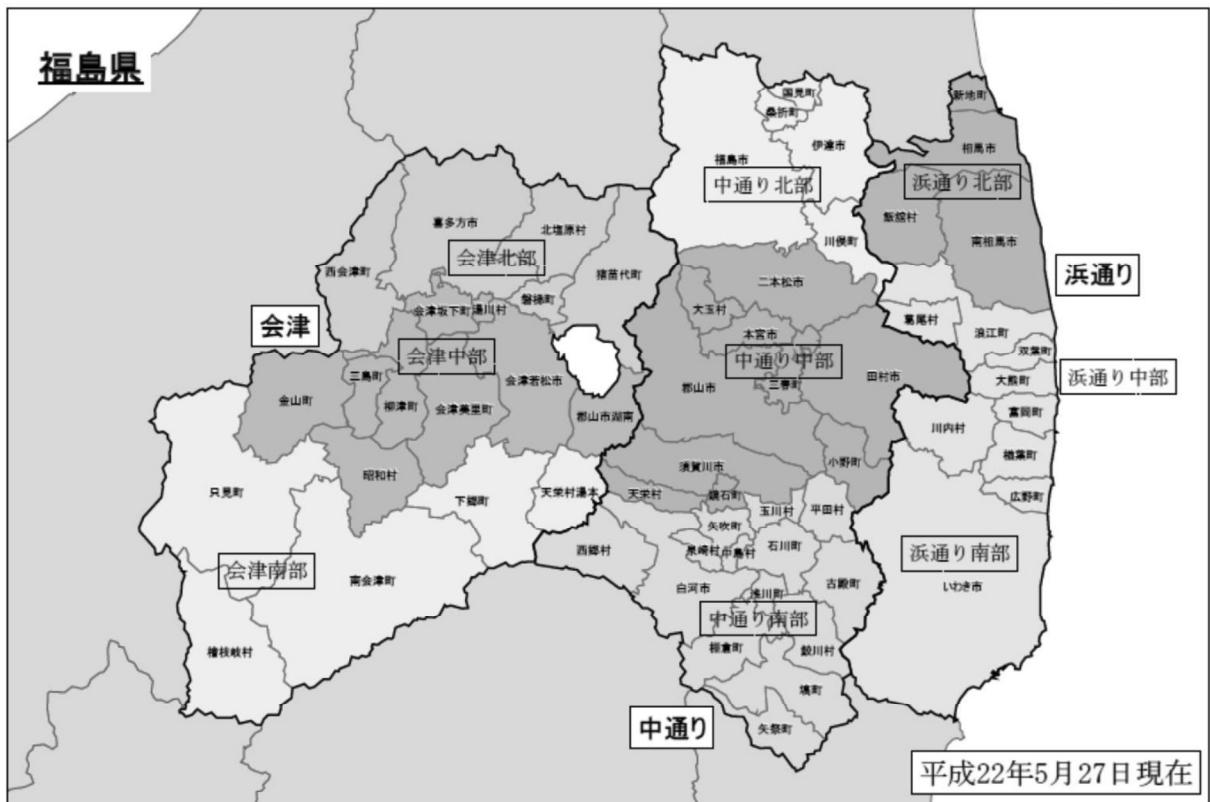
表-12 対象市町村表

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
福島県	中通り	中通り北部	福島市、伊達市、伊達郡（桑折町、国見町、川俣町）（5市町）
		中通り中部	郡山市（湖南を除く）、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、安達郡（大玉村）、岩瀬郡（鏡石町、天栄村（会津南部の地域を除く））、田村郡（三春町、小野町）（10市町村）
		中通り南部	白河市、西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）、東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）、石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）（14市町村）
	浜通り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、相馬郡（新地町、飯館村）（4市町村）
		浜通り中部	双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）（8町村）
		浜通り南部	いわき市（1市）
	会津	会津北部	喜多方市、耶麻郡（北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町）（5市町村）
		会津中部	会津若松市、郡山市湖南町、河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、大沼郡（三島町、金山町、昭和村、

		会津美里町) (9市町村)
	会津南部	岩瀬郡 (天栄村(大字湯本、大字田良尾、大字羽鳥に限る))、南会津郡 (下郷村、檜枝岐村、只見町、南会津町) (5町村)
	福島県 5 9市町村 6 1 区域	

(市町村ごとに警報・注意報が発表される。)

図-1 地域細分図



第2節 洪水予報

国土交通省福島河川国道事務所、阿賀川河川事務所及び県は、それぞれ阿武隈川、荒川、阿賀川、夏井川、新田川及び宇多川において洪水のおそれがあると認められるときは、水防法第10条の第2項及び第11条の第1項の規定に基づき下記により福島地方気象台と共同して洪水予報を発表するものとする。

① 阿武隈川上流洪水予報

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県西白河郡矢吹町中沖 727番1地先の県道橋下流端 右岸 福島県石川郡玉川村大字小高字石場 37番7地先の県道橋下流端 福島・宮城県境	玉城橋 須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 伏黒	
	耶迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿96の1番地先 右岸 福島県須賀川市 字古屋敷108号地先 阿武隈川合流点	須賀川	
	笛原川	左岸 福島県郡山市安積町荒井 字道場67番の4地先 右岸 福島県郡山市安積町笛川 字広町28番の1地先 阿武隈川合流点	阿久津	福島河川国道事務所 福島地方気象台
	松川	福島県福島市本内字 松川畠2番の4地先（国道橋）から 阿武隈川合流点	福島	共同 発表
	摺上川	福島県伊達市 字諏訪前1番地先（道路橋）から 阿武隈川合流点	福島	
	広瀬川	左岸 福島県伊達市梁川町 字上川原16番の1地先 右岸 福島県伊達市梁川町 字鶴ヶ丘16番の1地先 阿武隈川合流点	伏黒	

第3節 水位周知

国土交通大臣、または都道府県知事は、洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第13条の規定により避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、周知する。

なお、水位周知する指定河川は以下のとおりである。（空欄の河川は未指定）

1 國土交通大臣指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
日橋川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	南大橋水位観測所	3.50m (T.P. 175.26m)	堂島橋 (左岸) 阿賀川合流点から
					堂島橋 (右岸) 阿賀川合流点から
湯川	阿賀川河川事務所	会津若松市喜多方市湯川村	新湯川水位観測所	2.60m (T.P. 208.1m)	(左岸) 会津若松市御旗町八番三十二地先から 阿賀川合流点
					(右岸) 会津若松市緑町二番十六地先から 阿賀川合流点
釈迦堂川	福島河川国道事務所	須賀川市	西川水位観測所(国)	4.50m (T.P. 238.898m)	国道4号 (左岸) 中宿橋から (釈迦堂橋)
					国道4号 (右岸) 中宿橋から (釈迦堂橋)

2 福島県知事指定河川（発表バターン文：P-311）

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
八反田川		福島市	沖高水位観測所	1.90m (T.P. 76.020m)	(左岸) 福島市大笹生字糸柳から 福島市鎌田字柳立 (東北中央自動車道) (阿武隈川合流点)
					(右岸) 福島市大笹生字台から 福島市鎌田字東舟戸 (東北中央自動車道) (阿武隈川合流点)
松川	県北建設	福島市	清水水位観測所	3.60m (T.P. 84.200m)	(左岸) 福島市北沢又字上並松地内から 福島市北沢又字川寒下河原地内 (上松川橋) (川寒橋)
					(右岸) 福島市泉字清水ヶ丘地内から 福島市御山字松川原地内 (JR東北本線 阿武隈急行線 (上松川橋) 第2松川橋梁)
天戸川		福島市	天戸川水位観測所	3.85m (T.P. 130.760m)	(左岸) 福島市町庭坂字清水原から 福島市上野寺字辻 (潜橋) (須川合流点)
					(右岸) 福島市町庭坂字清水原から 福島市二子塚字清水端 (潜橋) (須川合流点)
大森川		福島市	大森水位観測所	1.91m (T.P. 73.110m)	(左岸) 福島市大森字腰巻から 福島市南町 (東北自動車道橋) (濁川合流点)
					(右岸) 福島市大森字腰巻から 福島市郷野目宝来町 (東北自動車道橋) (濁川合流点)

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
濁川	県北建設	福島市	永井川水位観測所	2.50m (T.P. 70.52m)	(左岸) 福島市郷野目字宝来町 から 福島市小田字川ノ端 (濁川橋) (東北自動車道橋)
					(右岸) 福島市鳥谷野字下宿 から 福島市小田字山岸 (濁川橋) (東北自動車道橋)
広瀬川(その1)	県北建設	川俣町	川俣雨量水位観測所	3.60m (T.P. 185.06m)	(左岸) 伊達郡川俣町大綱木字向ノ入 から 伊達郡川俣町大字小島字西町 (南橋)
					(右岸) 伊達郡川俣町大綱木字鈴前 から 伊達郡川俣町大字小島字北成沢 (南橋)
伝樋川	保原土木	伊達市	東土橋水位観測所	1.80m (T.P. 41.1m)	(左岸) 伊達市梁川町新田字鈴竹 から 広瀬川合流点 (鈴竹橋)
					(右岸) 伊達市梁川町新田字鈴竹 から 広瀬川合流点 (鈴竹橋)
広瀬川(その2)	保原土木	伊達市	大閑水位観測所	3.40m (T.P. 53.03m)	(左岸) 伊達市靈山町山戸田字平田石 から 伊達市梁川町字上川原
					(右岸) 伊達市靈山町山戸田字土壤 から 伊達市梁川町字鶴ヶ岡
東根川	保原土木	伊達市	保原水位観測所	1.60m (T.P. 48.52m)	(左岸) 伊達市保原町大泉字道城場 から 伊達市保原町字岡代 (東根橋下流) (鳥内橋)
					(右岸) 伊達市保原町大泉字菖蒲沢 から 伊達市保原町字岡代 (東根橋下流) (鳥内橋)
広瀬川(その3)	保原土木	伊達市	月館雨量水位観測所	2.40m (T.P. 117.55m)	(左岸) 伊達郡川俣町大字小島字西町 から 伊達市靈山町山戸田字平田石
					(右岸) 伊達郡川俣町大字小島字北成沢 から 伊達市靈山町山戸田字土壤
滝川	保原土木	伊達市国見町	森山水位観測所	2.05m (T.P. 47.750m)	(左岸) 伊達郡国見町山崎字上川前 から 伊達郡国見町西大枝字市兵衛前 (川前橋) (欠下橋)
					(右岸) 伊達郡国見町山崎字上川前 から 伊達市梁川町二野袋字滝尻 (川前橋) (欠下橋)
佐久間川	保原土木	桑折町国見町	伊達崎水位観測所	2.55m (T.P. 49.610m)	(左岸) 伊達郡桑折町南半田大林 から 伊達郡国見町徳江船付場 (阿武隈川合流点)
					(右岸) 伊達郡桑折町南半田大林 から 伊達郡国見町徳江船付場 (阿武隈川合流点)
産ヶ沢川	保原土木	伊達市桑折町	万正寺水位観測所	2.30m (T.P. 60.240m)	(左岸) 伊達郡桑折町大字南半田字駿河館 から 伊達市伏黒字東本場 (東北自動車道) (阿武隈川合流点)
					(右岸) 伊達郡桑折町大字万正寺字石薬師 から 伊達市伏黒字東本場 (東北自動車道) (阿武隈川合流点)

第4節 水防警報

国土交通大臣は、または河川管理者たる都道府県知事は、洪水または災害が起きる恐れがあるときは、水防法第16条の規程により水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告するものとする。
なお、国土交通大臣及び都道府県知事が水防警報を行う指定河川及び海岸は以下のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は福島県が受報し、関係市町村へ通報する。

1 国土交通大臣指定河川

① 阿武隈川

発表担当者	福島河川国道事務所	受報担当者	福島県水防本部長	電話	福島河川国道事務所 TEL:024-546-4331 マイクロ:771-351, 354~356 FAX:771-359
-------	-----------	-------	----------	----	--

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域			水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域		
阿武隈川	玉城橋	鏡石町 矢吹町 玉川村	(左) 西白河郡矢吹町中沖地先 (うつくしま大橋) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) (右) 石川郡玉川村大字小高石場地先 (うつくしま大橋) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先	から まで から	矢吹町・玉川村 うつくしま大橋 から 須賀川市乙字大橋 まで
	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) 須賀川市滑川字十貫内地先 (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 (乙字大橋) 須賀川市大字江持字赤坂地先	から まで から まで	須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで
	阿久津	郡山市	(左) 郡山市安積町字陣馬地先 郡山市日和田大字高倉落合地先 (五百川合流点) (右) 郡山市田村町御代田字月夜田地先 郡山市西田町鬼生田字日向地先	から まで から まで	郡山市御代田橋 から 五百川合流点 まで
	本宮	本宮市 大玉村	(左) 本宮市仁井田字光田地先 (五百川合流点) 安達郡大玉村大山字大沢界地先 (右) 本宮市糠沢字八幡地先 本宮市和田字江口地先	から まで から まで	五百川合流点 から 二本松市坊主滝 まで
	二本松	二本松市	(左) 二本松市坊主滝地先 二本松市上川崎字畠中地先 (右) 二本松市江口地先 二本松市小セ川地先 (移川合流点)	から まで から まで	二本松市坊主滝 から 移川合流点 まで
	福島	福島市	(左) 福島市黒岩字房ノ内地先 (蓬萊橋) 福島市瀬上町字東中川原地先 (右) 福島市小倉寺字加登内地先 (蓬萊橋) 福島市瀬上町字箱石地先	から まで から まで	福島市蓬萊橋 から 摺上川合流点 まで
	伏黒	伊達市 桑折町 国見町	(左) 伊達市字一本木地先 宮城県境 (右) 伊達市箱崎地先 宮城県境	から まで から まで	摺上川合流点 から 宮城県境 まで
积迦堂川	西川 (国)	須賀川市	(左) 国道4号(积迦堂橋) 中宿橋 (右) 国道4号(积迦堂橋) 中宿橋	から まで から まで	国道4号 から 中宿橋 まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (計画水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	計画洪水量 (m ³ /S)
	須賀川	須賀川市江持	テレメーター	3.50m	4.50m	7.10m	7.70m	
	阿久津	郡山市大字阿久津町	テレメーター	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	
	本宮	本宮市本宮宇下町	テレメーター	4.00m	5.00m	6.30m	7.90m	
	二本松	二本松市安達ヶ原	テレメーター	5.50m	6.50m	10.10m	10.40m	
	福島	福島市杉妻町	テレメーター	3.00m	4.00m	5.10m	5.40m	
	伏黒	伊達市伏黒	テレメーター	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m	
	西川(国)	須賀川市江持字中丸	テレメーター	2.70m	3.10m	4.50m	5.40m	
	玉城橋	玉川村大字小高	テレメーター	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m	
水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	その他特に必要な事項		
	須賀川	水位3.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	阿久津	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位5.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	本宮	水位4.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位5.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	二本松	水位5.50mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位6.00mに達しなお上昇のおそれがある	水位6.50mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	福島	水位3.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	伏黒	水位3.00mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位3.50mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.00mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	西川(国)	水位2.70mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.90mに達しなお上昇のおそれがある	水位3.10mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		
	玉城橋	水位3.60mに達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.10mに達しなお上昇のおそれがある	水位4.80mに達しなお上昇のおそれがある	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する		

11 佐久間川

福島県報告示第326号 令和5年4月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電　　話		F　　A　　X			
保原土木事務所長	桑折町長			生活環境課	024(582)2123		024(582)2479			
	国見町長			住民防災課	024(585)2158		024(585)2181			
河川名	区間									
滝川	左岸 伊達郡桑折町南半田大林 から 伊達郡国見町徳江船付場（阿武隈川合流点）まで 右岸 伊達郡桑折町南半田大林 から 伊達郡国見町徳江船付場（阿武隈川合流点）まで									
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地　　先　　名	種　　別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)			
	伊達崎	伊達郡桑折町伊達崎字館下	テレメーター	1.25 m	1.75 m		2.85 m			
水防警報の範囲	観測所名	待　　機　　準　　備	出　　動	解　　除	水　　位	その他特に必要な事項				
	伊達崎	水位1.25m に達し、氾濫注意水位 以上に達すると思われるとき	水位1.25m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.75m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する			

12 産ヶ沢川

福島県報告示第326号 令和5年4月28日

発表者	受報者		備 考	受報担当部署	電　　話		F　　A　　X			
保原土木事務所長	伊達市長			防災危機管理課	024(575)1197		024(573)5865			
	桑折町長			生活環境課	024(582)2123		024(582)2479			
河川名	区間									
産ヶ沢川	左岸 伊達郡桑折町大字南半田字駿河館（東北自動車道） から 伊達市伏黒字東本場（阿武隈川合流点）まで 右岸 伊達郡桑折町大字万正寺字石薬師（東北自動車道） から 伊達市伏黒字東本場（阿武隈川合流点）まで									
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地　　先　　名	種　　別	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (計画水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)			
	万正寺	伊達郡桑折町字植田32-2	テレメーター	1.30 m	1.80 m		2.55 m			
水防警報の範囲	観測所名	待　　機　　準　　備	出　　動	解　　除	水　　位	その他特に必要な事項				
	万正寺	水位1.30m に達し、氾濫注意水位 以上に達すると思われるとき	水位1.30m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位1.80m に達し、な お上昇のお それがある とき	水位が氾濫 注意水位を 下り水防作 業の必要が なくなった とき	水位は1時 間毎に数字 を以て行う	適宜、出水情報を以て 状況を通知する			

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 福島河川国道事務所 気象庁 福島地方気象台	機関名	機関名	機関名

→

→

→

正規

阿武隈川上流氾濫注意情報

阿武隈川上流洪水予報第〇号

洪水注意報（発表）

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

福島河川国道事務所・福島地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】阿武隈川上流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】阿武隈川上流の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、
「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)					
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX. X				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
	00日04時00分の予測	—				
	00日05時00分の予測	—				
	00日06時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX. X↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				

予測時間が長くなるほど不確定性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—

氾濫が発生した場合の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、
------------------	--	---	---

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福島河川国道事務所 調査第一課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 福島地方気象台 電話：000-000-0000

○○○川 避難判断水位情報

第一号

令和 年 月 日
時 分 発表
福島県 事務所

【主 文】

川では、_____時_____分現在、 市町村 字 地
内の 水位観測所において、水位が _____mとなり、避難準備・高齢者等避難開始の
目安となる避難判断水位 _____mに達しました。

【注意事項】

水位観測所では、_____時～_____時の1時間に、約_____m水位が上昇、

今後も上昇が見込まれます。

また、水位観測所の水位が、あと_____m上昇すると、水位観測所の受け持つ区間
(市町村 大字 ～ 市町村 大字) の

う ち特に堤防が低い箇所や河幅が狭い箇所で氾濫のおそれがあります。(他の場所でも
氾濫のおそれがありますので警戒してください。)

河川の氾濫による浸水被害等、重大な被害が発生する可能性がありますので、住民
の 避難等安全対策に万全を期してください。

降雨は小康状態となっていますが、今後の水位変化に警戒してください。

(参考資料) 水位観測所の設定水位

氾濫危険水位 [計画高水位]	. m
氾濫危険水位 [相当換算水位]	. m
避難判断水位 [特別警戒水位]	. m
氾濫注意水位 [警戒水位]	. m

避難判断水位 (水防法第13条で規定される特別警戒水位)

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
事務所		時 分	市町村(課)		時 分
事務所		時 分	市町村(課)		時 分
事務所		時 分	市町村(課)		時 分
事務所		時 分	市町村(課)		時 分
事務所		時 分	事務所		時 分
事務所		時 分	河川整備課		時 分
河川整備課		時 分	N H K 福島		時 分
			ラジオ福島 (r f c)		時 分
			福島テレビ (F T V)		時 分
			福島中央テレビ (F C T)		時 分
			福島放送 (K F B)		時 分
			テレビユー福島 (T U F)		時 分
			ふくしま F M		時 分
河川整備課		時 分	県警本部		時 分
河川整備課		時 分	福島河川国道事務所		時 分
河川整備課		時 分	阿賀川河川事務所		時 分
河川整備課		時 分	災害対策課		時 分
河川整備課		時 分	福島地方気象台		時 分

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 福島河川国道事務所	機関名	機関名	機関名

→ → →



水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
阿武隈川	福島	

国土交通省 福島河川国道事務所発表

（現　況）

阿武隈川の福島水位観測所（福島市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発　表）

水防機関は待機してください。

福島河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
須賀川				
阿久津				
二本松				
本宮				
福島				
伏黒				
西川				
八木田				

（参考資料）

福島水位観測所（福島市）

受け持ち区間：阿武隈川

摺上川合流点から福島市蓬萊橋まで

摺上川合流点から福島市蓬萊橋まで

松川

福島市松川橋から阿武隈川合流点まで

福島市松川橋から阿武隈川合流点まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 福島河川国道事務所調査第一課

電話：024-539-6127

（内線）

福島県水防警報(河川)

機関名: 事務所

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
	水防警報	待機、準備 出動、解除	第 号	令和 年 月 日 時 分	事務所長

本文

1. 待機、準備

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mに達し、なお増水の見込みです。

左岸 _____より、左岸 _____まで
右岸 右岸

水防団^{待機}を要します。
準備

2. 出動

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mに達し、氾濫注意水位を_____m
越えており、なお増水するおそれがあるので、左岸 _____より、
右岸

左岸 _____まで水防団の出動を要します。
右岸

3. 解除

_____水位観測所の水位は、_____時現在_____mになり、引き続き減水する見込みです。
左岸 _____より、左岸 _____まで
右岸 右岸
水防警報を解除します。

氾濫注意水位	m
水防団待機水位	m

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分	河川整備課		時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
河川整備課		時 分	県警察本部		時 分
河川整備課		時 分	災害対策課		時 分

○ 水防活動実施報告要領

水防管理団体は、水防活動実施報告を下記にしたがい所轄建設事務所経由で水防本部長に報告する（建設事務所は水防管理団体と同様に水防本部長に報告する）とともに、水防本部長は当該水防管理団体（建設事務所）からの報告について国に報告するものとする。

- (1) 洪水、高潮等により水防活動を実施したときは、当該活動の終了した日に属する月の翌月5日までに別紙様式「水防活動報告書」により報告すること。
- (2) 使用した水防資材費が県分にあっては190万円、水防管理団体にあっては35万円以上の場合は、様式第1「水防資材費総括表」および様式第2「水防資材費箇所別調書」も併せて提出のこと。（調書記入にあたっては国土交通省河川局防災課発行「水防のしおり」、社団法人全国防災協会発行「災害関係法例規集」を参照のこと。）
- (3) 建設事務所は、管内各土木事務所ならびに各市町村水防管理団体等の水防活動実施報告をとりまとめて報告すること。
- (4) 建設事務所は、市町村水防管理団体に対して水防資材費購入関係書類（なるべく写し等で一括整理）、水防資材費受払簿および水防活動実施箇所の写真等の整理について指導すること。
また、建設事務所においても同様に整理しておくこと。
- (5) 本報告は国土交通省における予算要求「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用の有無等種々の折衝上特に必要があるので、報告期限を遵守すること。

水防活動実施報告書

(福島県)

至 年 年
月 月
日 日

区分	水防活動		使用資器材費			左のうち主要資材35万円以上使用固体分			備考
	団体数	延人員	主要資材	その他資材	計	固体数	主要資材	その他資材	
(都府県)分									
前回迄	—	—	—	—	—				
月分	—	—	—	—	—				
月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
小計	—	—	—	—	—				
累計	—	—	—	—	—				
水防管理団体分									
前回迄									
月分	—	—	—	—	—				
月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
—月分	—	—	—	—	—				
小計	—	—	—	—	—				
累計	—	—	—	—	—				

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じた区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。(材料費のみ)
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用固体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

水防資材費総括表

事項別		水防資材費（17品目）		福島県
指定 非指定の別	水防管理団体名	使用額	同左の査定額	用 適

（注）

- 1 水防用として再使用したもの、再使用可能なもの、災害復旧事業として採択されたもの及び都道府県から無償で提供（水防管理団体のみ）されたものは、本表に計上しない。
- 2 申請額が、都道府県分にあつては県全体で190万円、水防管理団体にあつては35万円に満たない場合は記入の必要はない。
- 3 規格はA4版とする。

ホエオード

水防資材費箇所別調書

5

令和〇〇年台風〇号における水防活動報告書 (〇〇県〇〇市消防団・令和27年8月〇日～〇日)

概要

〇〇市消防団は、令和27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出动。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

水防活動実施箇所
地図

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工
〇〇地区の浸水被害